

外国送金を希望されるお客さまへ

平素は、宮崎太陽銀行をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当行では、「外国為替及び外国貿易法」、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」、「米国OFAC規制」を遵守するとともに、大量破壊兵器等の拡散に対する資金供与（いわゆる「拡散金融」）および経済制裁違反、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与を防止する態勢の強化に取り組んでおります。

つきましては、お客さまからご依頼を受けた外国送金が、「外国為替及び外国貿易法」（以下、「外為法」という）および「米国OFAC規制」の対象取引に該当しないこと、ならびにご送金の受取人（法人の場合は実質的支配者を含みます）が資産凍結等経済制裁対象者に該当しないことについての申告をいただき、送金資金の出所（原資）、送金理由、送金の受取人とのご関係などを確認するため、ご説明や資料等の提示をお願いしております。

なお、ご提出いただいた書類や、お取引内容を確認するため、当日受付できない場合がございます。

また、当行が依頼したご説明や確認資料の提示にご協力いただけない場合のほか、ご説明や確認資料の提示の結果、当行の判断によりお取引をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

1. 「外為法」に基づく規制取引について（北朝鮮・イラン関連およびウクライナ情勢をめぐる措置抜粋）

各銀行は、お客さまの外国為替取引等が、以下に記載する外為法上の規制対象取引に該当しないことを確認する義務があります。（主な規制を記載）

(1) 貿易に関する規制

- ・北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物の輸入または仲介貿易に係るもの
- ・北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易に係るもの

(2) 制裁対象に関する規制

- ・テロリスト等、外為法で指定される資産凍結対象者への支払

*具体的な対象者は、以下の財務省のホームページにて公開されています。

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/list.html

- ・北朝鮮に住所や居住を有する個人等への支払
- ・北朝鮮に主たる事務所を有する法人・その他の団体およびその実質支配下にある法人・団体への支払

(3) 送金目的に関する規制

- ・北朝鮮の核関連活動等に寄与する目的の取引
- ・イランの核関連活動等に寄与する目的の取引
- ・漁業・皮革または皮革製品・武器・武器製造関連設備・麻薬等に関連する組合等の外国における事業活動のための支払

(4) ウクライナ情勢をめぐる措置

① ロシア・ベラルーシの特定の個人・**団体(※)**に対する資産凍結等の措置

(※)ロシア・ベラルーシの特定の制裁対象者が株式総数/出資総額の50%以上を直接所有する団体も含む

② ロシア政府等が発行した証券の取得又は譲渡に係る禁止措置

③ ロシアの特定銀行又はロシア政府等による本邦における**証券の発行若しくは募集(※)**の禁止措置

(※)上記証券の発行若しくは募集のための労務又は便益の提供も含む

④ ドネツク人民共和国(自称)・ルハンスク人民共和国(自称)を原産地及び仕向地とする輸出入取引の禁止措置

⑤ ロシア・ベラルーシとの間の特定品目の輸出入、特定団体への輸出の禁止措置

⑥ ロシア・ベラルーシ向け特定品目に係る技術提供、特定団体への技術提供、ロシア向け**特定サービス(※)**の提供の禁止措置

(※)特定サービス:信託、会計監査、経営コンサルティング、建築、エンジニアリングに係る労務又は便益の提供

⑦ ロシア・ベラルーシ以外の国の特定団体への特定品目に係る技術提供の禁止措置

⑧ ロシアにおいて行われる事業又はロシア法人等(当該法人が実質的に支配する法人等を含む)が外国において行う事業に対する**対外直接投資の禁止措置**

⑨ 上限価格を超える価格で取引されるロシアを原産地とする原油及び石油製品の輸入または海上において輸送される上記原油等の購入等に関する**労務・便益提供の禁止措置**



2. 北朝鮮 IT 労働者に関する企業等に対する注意喚起

財務省、外務省、警察庁、経済産業省から、「北朝鮮IT労働者に関連する企業等に対する注意喚起」が公表されています。

日本国内において、北朝鮮IT労働者(※)が日本人になりすまして日本企業が提供する業務の受発注のためのオンラインのプラットフォームを利用することにより、ソフトウェア開発などの業務を受注し、その報酬を北朝鮮に送金している可能性があるとして、日本企業に対し注意が呼びかけられています。

当行においても、お客さまのお取引の内容や状況等に応じて、北朝鮮IT労働者の関与や関連する違反行為等に該当しないことについて、確認させていただいております。

(※)身分をなりすますなどして、企業から仕事を受注し、受け取った報酬を核・ミサイル開発の資金源として利用する北朝鮮IT技術者のこと。

3. 米国 OFAC 規制について

米国の財務省外国資産管理室(OFAC)は、外交政策・安全保障上の目的から米国が指定した国・地域や特定の個人・団体などについて取引禁止や資産凍結などの措置を講じています。

OFAC規制は、米国人・米国金融機関を含む米国法人のほか、米国内に所在する外国人・外国法人に適用され、本邦で受付する外国為替取引であっても、制裁対象者の関与する米ドル建取引等は規制対象となり、お客さまの取引が規制に該当した場合、海外の銀行からお取引を制限されるなど、その後のお取引にも支障が出る可能性がございます。

つきましては、当行では下表のようなお取引は受付できませんので、これらに該当しないことをご確認の上で、ご依頼いただきますようお願い申し上げます。

OFAC 規制上の理由により当行でお取り扱いができないお取引	
米ドル建のお取引	<p>1.お取引の関係当事者の所在地、関係国、関係地等(※)にイラン・イスラム共和国(イラン)、キューバ共和国、北朝鮮、シリア・アラブ共和国(シリア)、ウクライナのクリミア地域、ドネツク人民共和国(自称)、ルハンスク人民共和国(自称)、イラク、ベネズエラ、ロシア、ペラルーンなどが含まれているお取引</p> <p>(※)お取引の関係当事者とは、輸入者・輸出者、お取引に関与する銀行・船会社、荷受人、輸送船、送金依頼人・受取人、保証の受益者等を指します。また関係地とは、原産地、船積地、仕向地、船籍等を指します。</p> <p>2.米国政府により、特定テロリスト、特定麻薬取引者、特定大量破壊兵器取引者および核拡散防止上問題のある法人・個人等として特定されている者が関与するお取引</p>
米ドル建以外のお取引	<p>上記1.又は2.に該当し、かつ以下に該当するお取引</p> <p>・米国人(米国外の支店・子会社等の法人を含む)、米国居住者、米国内の法人・金融機関・団体等(非米国人・金融機関の在米支店・子会社等も含む)が関与するお取引</p>

4. 北朝鮮関連の諸都市、品目またはイラン関連の品目について

当行では、下表における省名、地名、または品目に関連する取引については、北朝鮮またはイランに該当しないことを確認するため、詳細な内容をお伺いしたり、関連資料のご提出をお願いする場合があります。

受取人住所・受取銀行所在地・原産地・船積地・仕向地にかかる北朝鮮関連の諸都市			
中国の省名	中国の地名		
吉林省(JILIN)	延吉市(YANJI)、琿春市(HUNCHUN)、通化市(TONGHUA)、図們市(TUMEN)、龍井市(LONGJING)、和龍市(HELONG)、敦化市(DUNHUA)、安図県(ANTU)、長白県(CHANGBAI)、汪清県(WANGQING)		
黒竜江省(HEILONGJIANG)	牡丹江市(MUDANJIANG)		
遼寧省(LIAONING)	丹東市(DANDONG)、鞍山市(AN SHAN)、本溪市(BENXI)		
輸入または仲介貿易に係る送金の場合の北朝鮮関連の品目			
商品名	英字表記	商品名	英字表記
あさり	SHORT NECKED CLAM	うに	SEA URCHIN
さるとりいばらの葉	SMILAX CHINA, CHINA ROOT	まつたけ	PINE MUSHROOM
けがに	HORSEHAIR CRAB	ずわいがに	RED SNOW CRAB
しじみ	FRESHWATER CLAM	赤貝	ANADARA BROUGHTONII
えび	PRAWN, SHRIMP	かれい	RIGHT-EYED FLATFISH, PLAICE
うにの調製品	PREPARED SEA URCHIN	ひらめ	LEFT-EYED FLATFISH, TURBOTS
はまぐり	HARD CLAM	なまこの調製品	PREPARED SEA CUCUMBER
あわび	ABALONE, EAR SHELL	たこ	OCTOPUS
いか	SQUID, CUTTLEFISH		

輸入または仲介貿易に係る送金の場合のイラン関連の品目	
商品名	英字表記
絨毯（じゅうたん）、カーペット、ラグ	Carpet、Rug

5. 提示をお願いする確認資料の例について ※送金内容により下記に加えて資料のご提出をお願いする場合がございます。

【ご送金人さまのお名前およびご住所が確認できる資料】

	ご提出いただく資料の例
個人のお客さま	運転免許証、マイナンバーカード、在留カード 等 *ご本人以外の方が来店される場合は、来店される方の本人確認書類を確認させていただくことがあります。
法人のお客さま	登記事項証明書、印鑑証明書(6ヶ月以内に発行されたもの) 等 *ご来店される方の本人確認書類を確認させていただくことがあります。 なお、法人のお客さまで登記事項に変更がなく、外国送金を継続して申し込みいただいている場合は必要ございません。

【個人番号(マイナンバー)または法人番号が確認できる資料】

	ご提出いただく資料の例
個人のお客さま	個人番号カード(マイナンバーカード)、通知カード 等*
法人のお客さま	法人番号指定通知書、登記事項証明書(6ヶ月以内に発行されたもの) 等*

*個人番号または法人番号を既にお届けいただいている場合は必要ございません。

【ご送金資金の出所(原資)が確認できる資料】

送金資金の出所(原資)の種類	ご提出いただく資料の例
給与、年金	給与振込または年金のお受取が確認できる通帳、給与明細 等
商品の売上代金	売上入金が確認できる通帳、契約書、取引に関する書類 等

【ご送金の目的が確認できる資料】

送金目的の内容	ご提出いただく資料の例
輸入・仲介貿易 等、 サービス利用・業務委託費用 等	インボイス、原産地証明書、輸入許可通知書、船荷証券(B/L)、商品またはサービス等に関する契約書、オファーシート(注文書)、納品書、請求書 等
生活費(ご家族・ご親族)	お受取人さまとの関係がわかる資料(戸籍謄本、各国公的機関発行の証明書類 等)
投資資金	投資内容がわかる契約書・請求書 等
教育費・留学費	授業料の明細、入学・在学が確認できる入学許可証・学生証 等
自分の口座への預金振替	送金先口座の預金明細書等、口座名義と口座番号が確認できる資料 等

【初めて外国送金を依頼される場合に必要な資料】

	ご提出いただく資料の例
個人のお客さま	ご職業等が確認できる保険証、給与明細、年金受取が確認できる通帳 等
法人および自営業者のお客さま	事業内容が確認できる決算書、確定申告書

以上